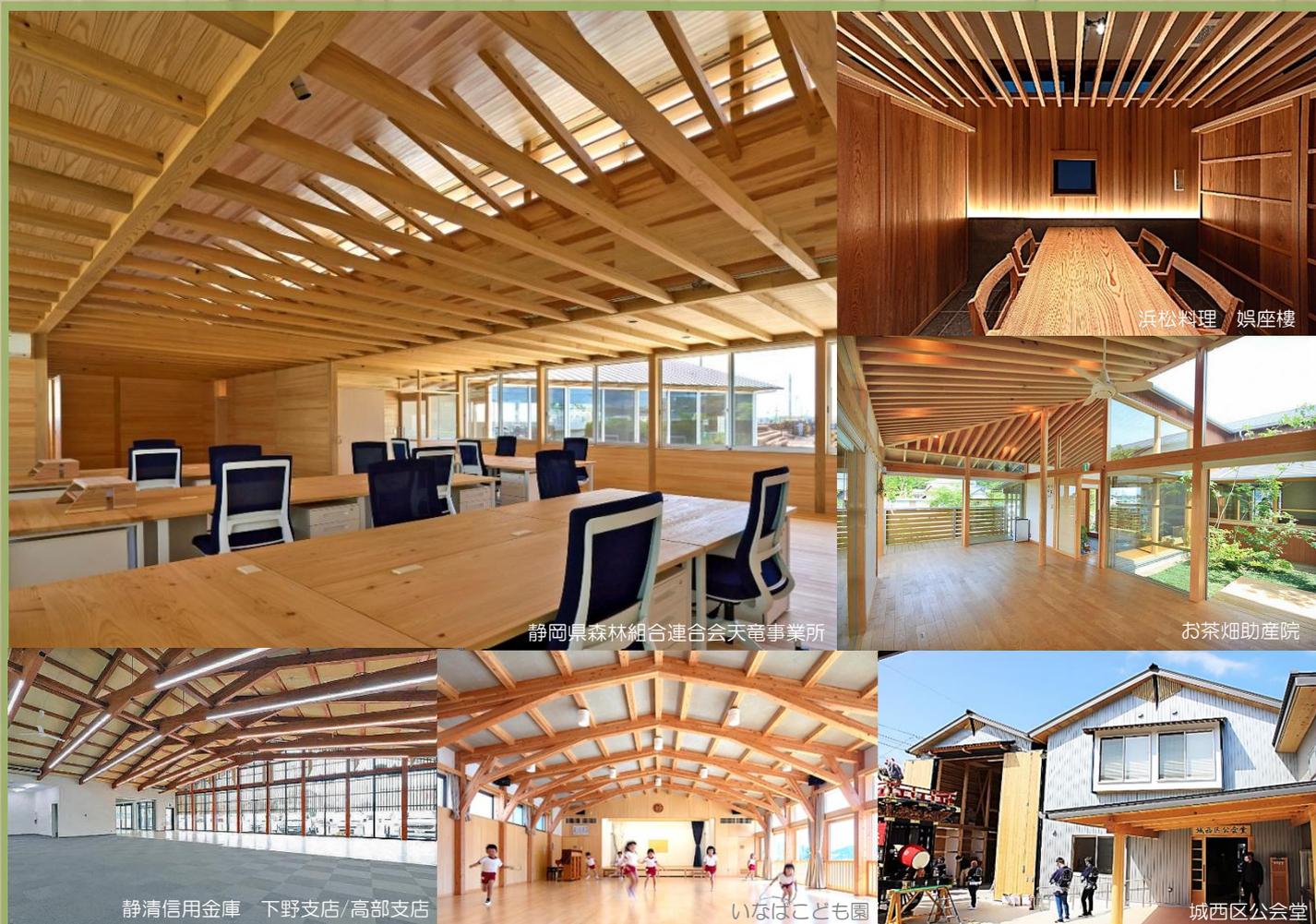


# 第5回 ふじのくに 木使い建築施設表彰

# 作品集 募集



※写真：第4回表彰施設

第1次募集期間：令和6年 **1月9日**(火) ▶ 令和6年 **3月29日**(金)

※応募状況により4月以降第2次募集を実施予定

**施主、設計者、施工者のどなたでも応募できます。**

令和元年4月以降に完成した静岡県産材を効果的に利用して整備された非住宅（専用住宅以外）の建築施設（国、県が事業主体のものを除く）を表彰するものです。

応募先

**静岡県 経済産業部 森林・林業局 林業振興課**

問合せ先

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号  
静岡県 経済産業部 森林・林業局 林業振興課 県産材利用班  
Tel.054-221-2691 E-mail rinshin@pref.shizuoka.lg.jp  
URL : <https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/kenchiku/kizukai/1054865/1026873.html>



©静岡県

主催：静岡県

# 第5回 ふじのくに木使い建築施設表彰 募集要領

## 1 対象施設

- 令和元年4月以降に完成した静岡県産材を有効に利用して整備された非住宅（専用住宅以外）の建築施設です。ただし、国、県が事業主体のものを除きます。
- 次のいずれかに該当する場合は、対象から除外します。
  - ・都市計画法、建築基準法などの関係法令に違反しているもの。
  - ・これまで、ふじのくに木使い建築施設表彰を受賞しているもの。

## 2 募集方法

自薦、他薦により、表彰にふさわしいと考えられる建築施設を、県内外から広く募集します。

- 提出書類  
別添様式による推薦書  
(下記URLからダウンロードできます)
- 提出先  
静岡県 経済産業部 森林・林業局 林業振興課  
〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

## 3 募集期間（第1次）

令和6年3月29日（金）まで

- ・持参の場合：午前8時30分から午後5時15分まで  
(土曜日、日曜日、祝日を除く)
- ・郵送の場合：当日必着
- ・メールの場合：当日午後5時15分まで

## 4 表彰

- 表彰対象者  
審査委員会で選定し、知事が決定した、表彰施設の施主、設計者、施工者の3者を表彰します。
- 表彰の種類（全て静岡県知事賞）
  - ・最優秀賞 1点
  - ・優秀賞 2点以内
  - ・優良賞 3点以内
- 表彰の実施
  - ・表彰式は、木材関連のセミナー（10月上旬を予定）に合わせて開催します。
  - ・賞状は施主、設計者、施工者に贈呈します。

## 5 審査

- 審査委員会  
審査委員会は、建築設計・木材利用等の学識経験者、専門家で構成します。
- 選定方法  
審査委員会による審査により表彰施設を選定します。
- 審査方法  
推薦書の内容に基づく書類審査による選考後、現地審査を行い、「6 選考の視点」を踏まえて総合的に判定します。

## 6 選考の視点 (※応募の基準・要件ではありません)

- ・県産材の特徴や良さを活かし、効果的に利用しているか。
- ・木造化・木質化への波及、木材利用の拡大に寄与するものか。
- ・デザインが優れているか（革新性、伝統性、景観との調和など）。
- ・県産材を積極的に利用しているか。
- ・県産の森林認証材の利用に取り組んでいるか。

## 7 その他

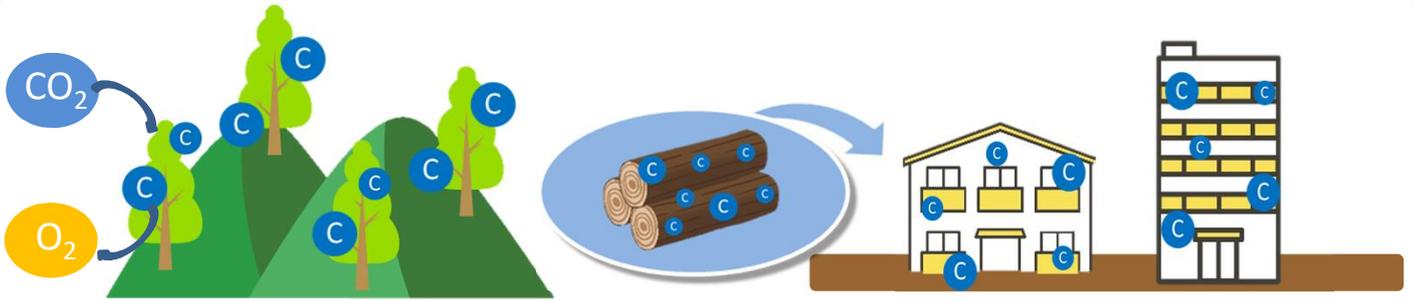
- ・本募集において取得した応募者の個人情報、応募後の事務連絡等のために利用し、目的外には使用しません。
- ・現地審査（8月上旬予定）では、建物内部も審査しますので、内部審査ができる作品を応募してください。なお、現地審査は、事務局が指定する日となります。
- ・受賞者の作品は、表彰式、報道、ホームページ等において公表します。
- ・受賞施設の写真等の公共印刷物（静岡県ホームページを含む）への使用権は、静岡県に帰属します。
- ・提出された資料は、原則として返却しません。
- ・第1回～4回に応募した建築施設のうち、受賞していないものも対象となります。
- ・本表彰に係る審査の過程は、非公表とします。
- ・県産材を10㎡以上使用した建築物はふじのくに炭素貯蔵建築物の認定を受けることができます(別紙案内参照)。

お問合せ先

静岡県 経済産業部 森林・林業局 林業振興課 県産材利用班  
〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号  
TEL054-221-2691 E-mail rinshin@pref.shizuoka.lg.jp  
URL : <https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/kenchiku/kizukai/1054865/1026873.html>

ふじのくに木使い建築施設表彰に応募いただいた皆様へ

# ふじのくに炭素貯蔵建築物認定制度 県産材を利用した建物のCO<sub>2</sub>貯蔵量を認定します



## 制度活用のポイント

**環境貢献度を「見える化」**でき、自社のイメージアップに！

建築物への木材利用は「**都市等における第2の森林づくり**」に貢献！

## 「認定証イメージ」



県産材使用量に相当する炭素貯蔵量が記入された木製の認定証を交付します

## 「主な要件」

- ・県内で木造・木質化した**非住宅建築物**であること
- ・しずおか優良木材等の県産材製品を建築物に**1.0 m<sup>3</sup>以上使用**すること

「ふじのくに木使い建築施設表彰」に応募いただいた施設については、**申請書類の提出を省略**することができます。

※ ふじのくに木使い建築施設表彰推薦書の**認定証交付希望欄をチェック**することで、申請ができます。

## 「認定イメージ」

〇〇事務所における県産材使用量

炭素貯蔵量



## 申請・問合せ先

しずおか優良木材供給センター

TEL 054-253-0195 E-mail: [s-wood@s-kenmori.net](mailto:s-wood@s-kenmori.net)

静岡県経済産業部 林業振興課

TEL 054-221-2612 E-mail: [rinshin@pref.shizuoka.lg.jp](mailto:rinshin@pref.shizuoka.lg.jp)

